

尊厳のある自分らしい死に反対する人はいない。尊厳死の法制化を望む人も反対する人も、ともに人間らしい安らかな最期を願っている。ただ法制化は終末期医療の現場を縛り、むしろ尊厳死ができなくなると懸念する声もある。「死ぬ権利」をめぐる議論を追った。

130万人のピリオド

尊厳死のゆくえ ⑩

脚本家の橋田寿賀子さん(92)が8月、「安楽死で死なせて下さい」という本を出版し話題になった。夫を亡くし子供もない橋田さんは、延命治療をやめる尊厳死について「それでは不満です。ただベッドに横たわって死を待つなら、そうなる前に死なせてほしい」と書き、安楽死の法制化を求めている。

国会で議論進まず

日本では安楽死はもともと、尊厳死の法制化も国会で議論されたことはない。ただ、超党派でつくる「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」が2012年にいわゆる尊厳死法案をまとめている。本人の意思で延命治療の中止ができる。いわば「死ぬ権利」を定める尊厳死の法制化。これに対し「死ぬ権利は必要ですか」と訴える声がある。

ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の介護支援をするALS/MNDサポートセンター(東区)副理事長の川口有美子さんは1995年にALSになった母親の介護を12年続けた。ALSは全身がまひし、人工呼吸器が必要になる原因不明の難病だ。

「死ぬ権利」はあるのか

「自宅で介護し始めた時は、かわいそうで『私が殺してあげたい』と本気で思った」と川口さんは振り返る。担当医に相談すると「お母さんは意識があり、生きようとしています。それを読み取りなさい」と言われた。母は「いっばいお世話かけてごめんね。でもうれしかった」と遺書に書き残していた。

「これ以上生きたくない」と個人として納得した死を迎えることは何の問題もない」と川口さん。ただ「死ぬことを権利として法で定める必要はない」という。「死ぬルールの前に生きる環境が必要。障害者や高齢者を孤立させず、苦しめないで暮らせる環境こそ考えてほしい」と願う。「死に対する国の介入」を問題視する見方もある。

法制化、医師の7割が消極的

87歳で亡くなるまで1年半、父親の介護をした事業家で文筆家の平川克美さん。「どのような死を選ぶかはあくまで個人の内面の問題。政治や行政が手を突っ込んでいいけない」と強調する。「意識のない父のそばで感じたのは、死にゆく者との対話だった。対話の中で悩みながら周囲は『潮時』をみる。法律で死に方を決めると、死と向き合う対話が失われる」

「死にゆく者との対話」をめぐり、生物学者で早稲田大学教授の池田清彦さんは「努力して手に入れたわけではない命は、自分の所有物ではない」という理由から「死ぬ権利はない」とみる。「尊厳死の法制化は、健康な人だけに死ぬ権利を与えることになると危惧する。」

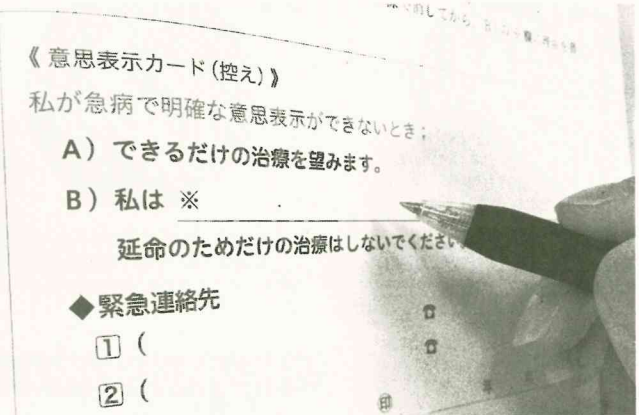
望む「死」を記録

法制化とは別に、受けたい医療について患者との対話をより充実させて記録に残すACP(アドバンス・ケア・プランニング)という手法が注目されている。自分らしい「生き」「死」を

法制化の背景には医師の免責がある。だが、厚生労働省の終末期医療に関するガイドラインができた07年以降、延命治療を中止した医師が法的責任を問われたケースはない。実は医療の現場では法制化に消極的な声が多い。厚労省の調査(14年)では、終末期の治療方針の法制化について「定めなくてもよい」「定めるときではない」との回答が国民の53.2%に対し、医師は71.3%だった。

考える会(東京)の代表で医師の渡辺敏恵さんはACPの実践として「私の生き方連絡ノート」を作った。家族や仕事などに加え、治療方針も病气や事故に遭った急性期、慢性期、認知症が進んだ時に分けて書けるようにした。渡辺さんは「尊厳のある死は一人一人違う。法律ができると、その人が考えている尊厳死さえできなくなるかもしれない」と話す。厚労省も法制化を進めるのではなく、「ACPの普及を中心に取り組んでいる」という。

介護の支援をするさくら会副理事長の川口さんは「緩和ケアが結果的に安楽死に近い場合もある」と話す。家族や医師と話し合い、納得性を高め、緩やかな合意の中で人間らしく終わる。終末期医療の現場はその知恵を日々積み重ね、かつての自然なまじりの風景を一つの理想としているようにも映る。



ACPでは自分で意思表示できない場合の治療についても書ける(「私の生き方連絡ノート」の一部)

法整備、海外では進む

海外の法制化の主な動き

| | |
|-------|--------------------|
| 1977年 | 米カリフォルニア州自然死法施行 |
| 97 | 米オレゴン州尊厳死法施行 |
| 2002 | オランダ安楽死法施行 |
| 02 | ベルギー安楽死法施行 |
| 05 | フランス尊厳死法施行 |
| 09 | 米ワシントン州尊厳死法施行 |
| 16 | 韓国延命治療中止法制化(18年施行) |

欧米では薬物投与による安楽死や延命治療の中止による尊厳死を法制化している国が少なくない。

2016年のリオデジャネイロ・パラリンピックで2個のメダルを取ったベルギーの車いす陸上女子の元選手マリーケ・フェルフルトさん(38)。08年に安楽死の許可を得て大会に臨んだ。

進行性の脊髄の病気で激痛に襲われることもある。この春、念願の来日が実現した際「自分の最期は自分で決められるようになり、心が平穏になった。安楽死はより長く生きるためのもの」と話した。

欧米のみならず、韓国などアジアの国でもこの数年で法整備が進んだ。ルールづくりの背景には訴訟などのトラブルを防ぐ狙いがある。日本でも「遠い親戚現象」と呼ばれる問題がある。例えば親の延命治療について、普段は付き合いのない兄弟や親戚が「なぜやめるんだ」という「早くやめる」などと口を出すことがある。しかし渡辺敏恵医師は「コンセンサスを得ながらACPで一緒に道を探っていけば、『遠い親戚』にも説得力を持つようになると指摘する。(大久保潤)